

高齢者福祉サービス ガイドブック

～令和6年12月～

① 介護用品（紙おむつ等）購入費給付事業	1・2
② 緊急通報システム	3・4
③ 配食サービス	5・6
④ 軽度生活援助	7・8
⑤ 訪問理美容サービス	9
⑥ 高齢者等寝具洗濯サービス	10
⑦ 位置情報検索サービス	11・12
⑧ 見守り安心シール（QRコード付）	13
⑨ 福祉有償運送	14

※在宅サービスを中心に紹介します。申込方法など詳しくはお問い合わせください。

また、このガイドブックは、市ホームページでもご覧いただけます。

伊賀市



★ 毎月のおむつ購入費を助成します（要介護1～5の人）

在宅で生活をしており、失禁状態にある要介護1～5の認定を受けている高齢者等が使用のおむつ等の購入費の一部を助成します。



対象者 次の①～③の要件をすべて満たすこと

- ①市内に住所を有し、在宅で生活している人
 - ②失禁状態にあるため、昼夜問わず、おむつの使用が必要である人
 - ③介護保険法の規定に基づく要介護認定で、要介護1～5に該当する人
- ※要介護1～2の場合は、①～③の要件に加え、要介護認定に係る主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度が“IIa”以上かつ65歳以上であること

※次の場合は利用対象外となります。

病院への入院、介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、療養病床）、認知症高齢者グループホーム、特定施設（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）に入所または入居している場合

助成対象額 介護保険負担割合に応じて7～9割を給付します。

▼要介護1～2の場合

ひと月当たり最大4,000円

▼要介護3～5の場合

ひと月当たり最大5,000円



利用の流れ

1. 「介護用品（紙おむつ等）購入費支給申請書」および「領収書またはレシート（商品購入日、代金、商品名、販売店等がわかるもの）」を本庁介護高齢福祉課または各支所（上野支所を除く）に提出してください。

※申請書は、介護高齢福祉課および各支所（上野支所を除く）で配布しています。市ホームページからも出力できます。

2. 窓口で利用の可否等について審査し、受け付けます。
3. 申請月の翌月末に指定の口座に振り込みます。

申請の際の注意事項

- 1枚の申請書で複数月分をまとめて申請できます。
- 領収書等の有効期限は、介護用品購入後6か月（購入月を含む）以内です。それ以降に提出があった場合の領収書等は期限切れのため対象外となりますので、提出期限にご注意ください。
(例) 令和4年1月に紙おむつを購入したレシートの場合
➡ 令和4年6月まで有効、令和4年7月以降は期限切れとなります。
- 購入金額が助成対象額を超えた月がある場合、超過分をその月以降の購入金額に繰り越すことが可能です。
(例) 要介護1～2（ひと月当たり最大4,000円）の人の場合
➡ 4月購入分が6,000円、5月購入分が2,000円となった際、4月超過分の2,000円を5月分に繰り越し、各月4,000円として申請することができます。
- 領収書等に記載されている購入月以前での申請（繰り戻し）はできません。
(例) 要介護1～2（ひと月当たり最大4,000円）の人の場合
➡ 4月購入分が未申請、5月購入分が8,000円となった際、5月超過分の4,000円を4月分に繰り戻し、各月4,000円として申請することはできません。
- ポイントを利用して購入した場合、原則、ポイント分を差し引いた金額が対象となります。
- 領収書等は原本を持ってきました。返却が必要な場合は、確認およびコピー後、原本を返却します。
- 領収書のただし書きは「介護用おむつ」、「大人用おむつ」と明記してください。
- 領収書等について、破損や汚損が酷く記載内容が十分に確認できない場合、受付できないことがあります。
- 補助対象となる商品は、紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッドです。防水シートやおしりふき等については対象外となります。
- 申請月の月末の介護度によって助成対象額を決定するため、新規申請または区分変更申請中の人は結果が確定するまで申請を受け付けることができない場合があります。



★ 単身高齢者等を対象に緊急時の連絡体制を整えます

自宅で救助が必要になったとき、急な体調不良によって助けを求めたいときに緊急ボタンを押すと受信センターにつながり、状況に応じて、親族等や協力員に連絡をしたり、救急車の出動を要請します。



対象者

市内に住所を有し、装置等の利用が可能な緊急時に不安のある人で次のいずれかに該当する人

- ①65歳以上の一人暮らしの人
- ②65歳以上であり同居者が病気や障がい等により緊急時に対応できない世帯の人

※次の場合は利用対象外となります。

- ・世帯分離や日中独居の場合
- ・緊急連絡は固定電話または携帯電話を利用するため、自宅に固定電話がなく携帯電話も持っていない場合

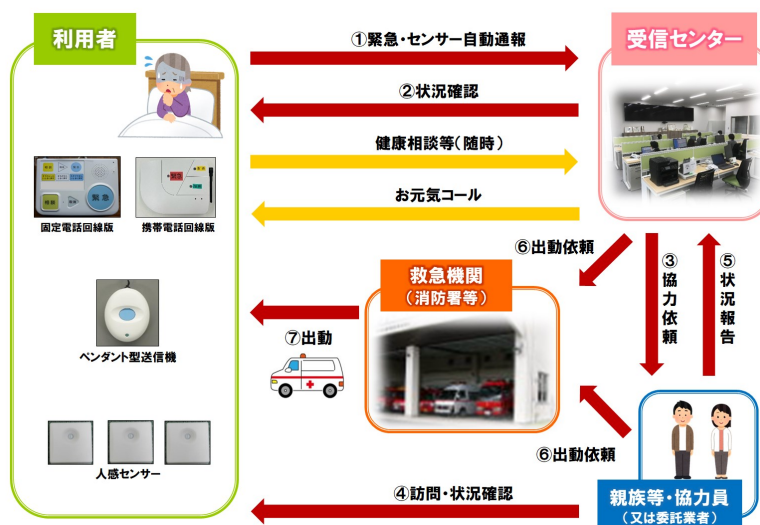
サービス内容

- 緊急通報対応** 利用者からの緊急通報を受け、状況に応じて、親族等や協力員に連絡したり、救急車の出動を要請します。
- 健康相談** 24時間体制で利用者からの健康相談に看護師等が対応します。
- 安否通報対応** 人感センサーの検知量が少ない場合、自動で通報し、安否確認を行います。また、状況に応じて、親族等や協力員に連絡したり、救急車の出動を要請します。
- お元気コール** 受信センターから月に1回、利用者へ電話をして健康状態などを確認します。

利用者負担

- 生活保護世帯の人、当該年度分の市民税非課税者または介護保険料の所得段階が第1段階～第3段階までの人のみで構成される世帯の人 …… 無料
- 当該年度分市民税課税世帯の人 …… 1,000円/月

緊急通報時の対応



1. 受信センターで緊急通報を受信
2. 状況確認（利用者へ状況確認の連絡）
3. 会話ができない（電話に出ない）場合、協力員へ訪問協力依頼
4. 協力員が訪問、状況確認
5. 協力員から受信センターへ状況報告
6. 緊急の場合、必要に応じ救急機関へ出動を依頼
7. 救急機関（救急車等）の出動

利用の流れ

1. 本庁介護高齢福祉課または各支所（上野支所を除く）へ「伊賀市緊急通報システム利用申請書」、「伊賀市緊急通報システム事業利用誓約書」、「伊賀市緊急通報システム協力員承諾書」を提出してください。

※申請書等は本庁介護高齢福祉課または各支所（上野支所を除く）で配布しています。
市ホームページからも出力できます。

※申請の際に、緊急連絡先として親族等を原則2名（最低1名）、協力員として近隣住民など原則3名（最低2名）の届出が必要となります。

2. 市が利用の可否について審査し、その結果を通知します。また、市から事業者利用者情報を提供します。
3. 利用が決定すれば、事業者から連絡がありますので、緊急通報装置の設置のための日程調整を行ってください。
4. 緊急通報装置の設置工事が終わったら、動作確認をして事業者から緊急通報装置の使用方法について説明を受けてください。

利用の際の注意事項

本事業は、医療行為や保健指導行為、警備業務を行うものではなく、利用者への救命行為を提供するものではありません。

★ 単身高齢者などを対象に、配食と安否確認を行います

在宅で生活をしている調理が困難な単身高齢者等に対して、定期的にご自宅を訪問し、栄養の取れた食事（治療専門食でない）を提供するとともに、安否確認を行います。

対象者 次の①～④の要件をすべて満たすこと

- ①市内に住所を有し、在宅で生活している人
- ②加齢による身体機能の衰弱、心身の障がいおよび傷病等の理由で買い物・調理が困難である人
- ③定期的な安否確認が必要な人
- ④おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者世帯またはこれに準ずる世帯に属する高齢者である人

※高齢者世帯の場合、原則、世帯全員分での利用に限ります。

※65歳未満の同居人がいる場合でも、同居人が障がい等により調理が困難であると認められる場合は利用対象となります。

※次の場合は利用対象外となります。

- ・ 65歳未満の同居人がいる場合（別世帯でも利用対象外）
- ・ 実質は別居状態にあっても、65歳未満の人が同住所で住民票を登録している場合

サービス内容

○配食サービスは利用希望日や曜日に昼食、夕食を配達します。

※365日利用可能で利用回数制限はありません。

○食事を提供するとともに、利用者の安否・体調確認を行います。

利用者負担

1食あたり480円（普通食の場合）

※注文する商品によって価格は異なります。



利用の流れ

1. 本庁介護高齢福祉課または各支所（上野支所を除く）へ「介護予防・生活支援サービス利用（変更）申請書（配食サービス）」を提出してください。

※申請書等は本庁介護高齢福祉課または各支所（上野支所を除く）で配布しています。
市ホームページからも出力できます。

2. 市が利用の可否について審査し、その結果を通知します。

3. 利用が決定すれば、配食事業者が指定の配達日にお弁当をお届けするとともに、
安否確認を行います。

4. 利用者負担金は配食事業者にお支払いください。

※支払方法については、初回配達日等に配食事業者と協議してください。

5. 利用の一時停止や再開（停止後1年以内の再開に限る。）については、直接、配食事業者へ連絡してください。

※利用停止期間が1年を超えた場合は再度申請が必要となります。

利用の際の注意事項

○市の利用開始決定日までに利用したい場合は、別途、配食事業者に利用申し込みをしてください。

○糖尿病、透析治療中の人のためのカロリー調整食や低たんぱく食（治療専門食非対応）、ムース食などのメニューがあります。また、具材を細かく切った刻み食やおかゆでの提供も可能ですので、申請書提出時にご報告ください。

○アレルギーについては、申請書の「その他特記事項」欄にご記入ください。

ご記入いただいたアレルギー食材を調理後のおかずから除く対応は可能ですが、調理前にアレルギー食材を取り除き、鍋を分けて調理するなどの対応はしていません。

★ 単身高齢者等の暮らしのちょっとした困りごとを支援します

在宅の単身高齢者等に対して、自立した生活を継続していただくことなどを目的に、掃除や洗濯など軽易な日常生活上の援助を行います。

対象者 次の①～③の要件を**すべて満たすこと**

- ①市内に住所を有し、在宅で生活している人
- ②加齢等の理由により、在宅生活を継続するために軽易な援助が必要な人
- ③65歳以上の単身もしくは65歳以上のみの人で構成された世帯、またはこれに準ずる世帯の人

※65歳未満の同居人がいる場合でも、同居人に障がい等があるため、高齢者に支援が必要であると認められる場合は利用対象となります。

※40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者で要介護または要支援に該当し、単身あるいは高齢者と同じ世帯に属している場合は利用対象となります。

※次の場合は利用対象外となります。

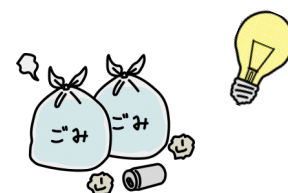
- ・65歳未満の同居人がいる場合（別世帯でも利用対象外）
- ・実質は別居状態にあっても、65歳未満の人が同住所で住民票を登録している場合

サービス内容

市が事業を委託している事業者（伊賀市シルバー人材センター）による次のサービスが対象です。

- | | |
|---------------|------------------------|
| ①外出の援助 | ②家事及び食材の確保 |
| ③家屋内の整理及び整頓 | ④剪定、草刈・草引き（生活経路のみ） |
| ⑤軽微な修繕 | ⑥朗読、代筆等の援助 |
| ⑦家周りの防備（台風対策） | ⑧その他日常生活に必要であり、提供可能な援助 |

※④剪定、草刈・草引きを希望する場合は、生活経路がわかる図面または現況の写真が必要となります。



利用者負担

1 時間につき300円（生活保護世帯は無料）

※ 1 時間未満での利用の場合でも300円となります。

※ サービスに必要な材料や交通費などの実費は、利用者負担です。



利用回数

○利用時間は原則 1 回につき 1 時間です。

○利用回数は利用対象者が属する世帯につき、1 か月あたり 4 回まで（①～⑧の合計）です。ただし、④剪定、草刈・草引きと⑤軽微な修繕は年 2 回までとなります。

利用の流れ

1. 本庁介護高齢福祉課または各支所（上野支所を除く）へ申請してください。

※申請書等は本庁介護高齢福祉課または各支所（上野支所を除く）で配布しています。
市ホームページからも出力できます。

2. 市が利用の可否について審査し、その結果を通知します。また、事業者（伊賀市シルバー人材センター）へ利用者情報を提供します。

3. 利用決定通知が届いたら、通知書に記載の登録日以降に、直接、事業者に連絡し、利用日時やサービス内容等について調整してください。

4. 2 回目以降の利用は、事業者と利用日時や内容などを調整してください。

5. 利用時間数等に応じた事業者からの請求に基づき、利用者負担金をお支払いください。

※**毎年度申請が必要となります**ので、翌年度以降も引き続き利用したい場合は年度当初に申請が必要です。

その他

あくまでも軽易な生活上の援助となりますので、生活経路以外の庭木の剪定や草刈り、家具の移動、粗大ごみの搬出、脚立を使わなければならない換気扇や天井、エアコン等の掃除、照明の入替などは事業の対象となりません。このような支援については、公益社団法人伊賀市シルバー人材センター（☎0595-24-5800）へ直接お問い合わせください。

★ ご自宅等に理(美)容師がお伺いします（要介護3～5の人）



老衰、心身の障害等の理由で理容院や美容院に出向くことが困難な在宅高齢者に対して、訪問理美容サービスの出張費を市が負担します。

対象者 次の①～③の要件を**すべて満たすこと**

- ①市内に住所を有し、在宅で生活している人
- ②介護保険法の規定に基づく要介護認定で要介護3～5に該当する人
- ③理容院または美容院に出向くことが困難な人

サービス内容

- 移動理美容車や出張理美容により対象者の住居を訪問し、理美容サービスを提供します。
- 利用回数は月1回までです。
- 訪問理美容サービスに係る出張料金（1回当たり1,000円）を助成します。
- 出張料金が助成額を超える場合は、その差額をご負担ください。
- 理美容サービスに係る料金は、自己負担です。

利用の流れ

1. 本庁介護高齢福祉課または各支所（上野支所を除く）へ申請してください。
※申請書等は本庁介護高齢福祉課または各支所（上野支所を除く）で配布しています。
市ホームページからも出力できます。
 2. 市が利用の可否について審査し、その結果を通知します。
 3. 利用が決定すれば、決定通知書に記載の理容店に連絡を取っていただき、利用日時を調整してください。
 4. 利用時には、介護者が付き添い、事業者の指示に従ってください。
 5. サービスを受けた後に出張料金（1,000円）を差し引いた訪問理美容サービス利用に係る実費の請求がありますので、事業者へお支払いください。
- ※**毎年度申請が必要となります**ので、翌年度以降も引き続き利用したい場合は年度当初に申請が必要です。

★ 毎日使う寝具を清潔にして快適な生活を支援します

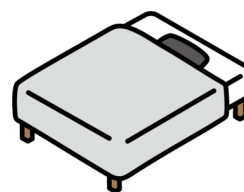


日常生活に欠かせない寝具の洗濯サービスを実施し、清潔で快適な生活を支援します。

対象者

市内に住所を有する所得税非課税世帯の在宅者で次のいずれかに該当する人

- ①寝具の衛生管理が困難なおおむね65歳以上の一人暮らしの人
- ②老衰、心身の障がいおよび傷病等の理由により寝たきりなどになっている65歳以上の高齢者世帯の人、またはこれに準ずる世帯の人



サービス内容

- 掛布団、敷布団、毛布等（各1枚）の洗濯、乾燥および消毒を、1年に2回（9月頃と3月頃に）実施します。
- 羽毛・羊毛布団でも利用できます。
- シルク、ムートン、電気器具類等は自費利用（利用者負担）です。
- 洗濯にかかる期間は、布団引き取りから約7日～10日程度かかる見込みです。
- 利用料は無料ですが、代替えふとん（掛ふとん・敷きふとん）の貸与を希望される場合は、1回当たり、各布団ごとに500円必要です。

利用の流れ

1. 本庁介護高齢福祉課または各支所（上野支所を除く）へ申請してください。
※申請書等は本庁介護高齢福祉課または各支所（上野支所を除く）で配布しています。
市ホームページからも出力できます。
 2. 市が利用の可否について審査し、その結果を通知します。
 3. 利用が決定すれば、決定通知書を送ります。9月頃と3月頃に寝具の回収および返却の日程について連絡します。
- ※**毎年度申請が必要となります**ので、翌年度以降も引き続き利用したい場合は年度当初に申請が必要です。

★ 認知症によるひとり歩き高齢者の居場所を確認できます

認知症などで帰宅困難（行方不明）になった場合に、専用の機器を使って家族等が居場所を検索することができます。かばんに入れておいたり、靴に入れ込んだり、お守りとして持ち歩いたりして使用することができます。

対象者

「市内に住所を有し、在宅生活を送るおおむね65歳以上で、認知症により行方不明になるおそれがある人」を介護している家族等

利用者負担

月額利用料 638 円

使用機器

機器は次の2種類があり、必要に応じて選択できます。

	ホームネット	ミマモルメ
探索方法	▼24 時間365 日対応のコールセンターへ電話による探索依頼 ▼インターネット（パソコン・携帯電話）での探索 	▼スマートフォンアプリでの探索 
機能・特徴等	▼タイマー通知 設定した曜日・時刻や時間間隔（最低5分）で位置がメールで通知されます。 ▼エリア通知 指定したエリアから出た場合や入った場合に通知が届きます。 ▼ブザー機能 インターネットの利用者画面から、端末のブザーを鳴らすことができます。 ▼GPS端末を収納できる靴の提供 ※靴は別途費用がかかります。 	▼履歴確認モード 一定間隔で移動履歴が表示され、現在位置が確認できます。 ▼SOSモード 本体中央のボタンを長押しすると最新の位置情報を通知します。 ▼エリア自動生成 よく行く範囲を学習し、そのエリアから離れたことを通知します。 ▼通知場所設定 あらかじめ設定しておいた指定場所への発着を通知します。
機器情報	幅3.85cm ×高さ4.75cm ×厚さ1.1cm 約25.5 g	幅3.8cm ×高さ5.7cm ×厚さ1.5cm 約34 g
個人賠償責任保険	保険金額3億円（上限） （免責金額0円）	付帯なし

詳しくは右のページを参照



個人賠償責任保険付GPS

個人賠償責任保険とは、GPS端末利用者が他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に備える保険です。

ひとりで外出することが可能な認知症高齢者は、行方不明になる・事故に遭うなどのトラブルに遭遇する可能性が高くなります。個人賠償責任保険を付帯したGPSを利用することにより、認知症の人が事故に遭うのを防ぐことを第一に、それでも防ぎ切れない損害を補償します。

※この保険への加入手続きや利用者負担はありません。

※保険金のお支払いには、保険会社の定める条件があります。

利用の流れ

1. 本庁介護高齢福祉課または各支所（上野支所を除く）へ申請してください。
※申請書等は本庁介護高齢福祉課または各支所（上野支所を除く）で配布しています。
市ホームページからも出力できます。
2. 市が利用の可否について審査し、その結果を通知します。
3. 利用決定後、事業者からGPS端末が送付されます。
4. 事業者からの請求に基づき、利用者負担金をお支払いください。

家族だけで抱え込んでいませんか？



～認知症高齢者家族やすらぎ支援事業～

認知症の家族を持つ介護者の外出時の不安や介護疲れの軽減を図るために、介護者に代わって講習を受けた支援員が認知症高齢者を見守り、話し相手を行います。（ただし、身体介護は行うことができません。）

【時 間】 午前9時～午後5時15分まで

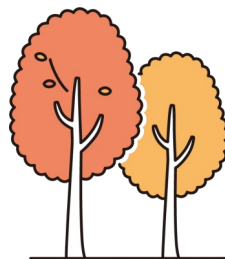
※土日祝・年末年始を除く。

【利用料金】 1時間125円

★詳しくはお問い合わせください。

★ ひとり歩き高齢者等の身元確認につなげます

認知症などで帰宅困難（行方不明）になった高齢者の早期発見・保護のために、衣服などに貼り付けることができる見守り安心シールを交付します。



対象者

「市内に住所を有し、在宅生活を送るおおむね65歳以上で、認知症により行方不明になるおそれがある人」を介護している家族等

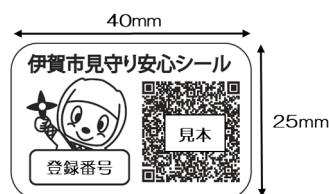
サービス内容

帰宅困難（行方不明）になった高齢者の身元が分からない場合、衣類等に貼った見守り安心シールのQRコードを発見者が携帯電話やスマートフォンなどで読み取ると、市や警察の連絡先が表示されます。表示された電話番号に連絡し、見守り安心シールに記入されている登録番号を市や警察に伝えていただくことで身元が判明し、ご家族へ連絡される仕組みです。（登録台帳は市が管理し、警察署と共有します。）

利用の流れ

1. 本庁介護高齢福祉課または各支所（上野支所を除く）へ申請してください。
※申請書等は本庁介護高齢福祉課または各支所（上野支所を除く）で配布しています。
市ホームページからも出力できます。
※登録する高齢者の顔写真は縦約70mm×横約50mmのサイズで、6か月以内に撮影したものをお持ちください。
2. 市が利用の可否について審査し、その結果を通知します。
3. 利用決定の場合は、決定通知とともに見守り安心シール（15枚）を交付します。

交付する見守り安心シール



洗濯や汗に強い耐久性の高い素材を使用しており、アイロンやドライヤーで洋服や靴、カバンに簡単に熱圧着が可能です。ただし、素材により圧着できない物もあります。

★ 一人でタクシー等が利用できない人の外出を支援します



高齢や障がい等の理由から公共交通機関（タクシーを含む）を利用して移動することが困難な人（移動制約者）を対象に、NPO法人や社会福祉法人等が有償で行う輸送サービスです。（利用目的の制限はありません。）

対象者

他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な人であり、次の①～④のいずれかに該当する人

- ①身体障害者手帳をお持ちの人
- ②要介護認定を受けている人
- ③肢体不自由・内部障がい・知的障がい・精神障がいのある人
- ④その他移動制約理由が適当と認められる人

※次の場合は利用対象外となります。

- ・骨折などの一時的な疾病や傷害の場合

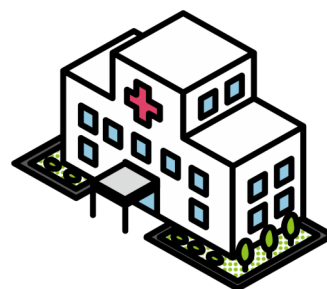
利用の流れ

利用には、事前に事業所への登録が必要です。利用を希望する人は、本庁介護高齢福祉課までご連絡ください。

※介護高齢福祉課で聞き取りを受けた後、福祉有償運送事業所に連絡して面談を受ける必要があります。利用の可否は福祉有償運送事業所で決定します。

注意事項

各事業所によって、対象者や利用内容に制限を設けている場合があります。



◆◇◆ 発行・問い合わせ先 ◆◇◆

伊賀市 健康福祉部 介護高齢福祉課 高齢福祉係

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地

TEL 0595-22-9634（直通） FAX 0595-26-3950

E-mail kaigo@city.iga.lg.jp

◆◇◆ 各支所問い合わせ先 ◆◇◆

伊賀支所 〒519-1416 伊賀市新堂313番地の1
TEL 0595-45-9104 FAX 0595-45-9120

島ヶ原支所 〒519-1711 伊賀市島ヶ原4913番地
TEL 0595-59-2053 FAX 0595-59-3196

阿山支所 〒518-1395 伊賀市馬場1128番地の1
TEL 0595-43-0333 FAX 0595-43-1679

大山田支所 〒518-1422 伊賀市平田656番地の1
TEL 0595-47-1151 FAX 0595-46-0135

青山支所 〒518-0292 伊賀市阿保151番地の1
TEL 0595-52-3227 FAX 0595-52-2174

※注意※

本冊子は、令和6年12月現在の高齢者に関する制度をとりまとめたものです。
サービスの利用にあたっては対象者などが変更されている可能性もありますので、
必ず問い合わせ先などで最新の情報をご確認ください。

